

セッション2

全国がん登録情報利用が始まって1年 —現状と課題— 「滋賀県の全国がん登録情報利用と 安全管理」

柳 香里¹⁾ 米澤 寿裕¹⁾ 野坂 明子²⁾

¹⁾滋賀県立総合病院 医療情報室 ²⁾滋賀県健康
医療福祉部 健康寿命推進課

【はじめに】

全国がん登録情報利用が始まって1年経過した。
全国がん登録に係る滋賀県がん情報提供事務処理、
安全管理などについてご報告する。

【滋賀県の全国がん登録情報利用実績】

2019年1月から2019年12月までの滋賀県がん
登録情報利用はがん登録等の推進に関する法律
「法第18条（都道府県）」1件、「法第19条（市
町村）」0件、「法第20条（病院等）」8件、「法第
21条（調査研究者等）」1件の利用実績があった。

滋賀県のがん登録利用実績

《期間 2019年1月から2019年12月まで》

がん登録等の推進に関する法律

・ 法第18条（都道府県）	1件
・ 法第19条（市町村）	0件
・ 法第20条（病院等）	8件
・ 法第21条（調査研究者等）	1件

がん登録等推進に関する法律、法第18条は都
道府県知事による利用であり、目的は全国がん登
録報告書（滋賀県はリーフレット）作成のための
申請、そして法20条は病院等の利用で、滋賀県が
ん診療連携拠点病院・支援病院からの申請で、が
ん診療連携拠点病院等院内がん登録予後情報付集
計に参加している病院である。総件数約10,200件
の予後調査依頼であった。法第21条はがんに係
る調査研究者による利用であり、コホート研究に
よる申請であった。

【利用・提供の手続き】

滋賀県では情報提供依頼申出者に対する、申請
をとりまとめ、調整機能等の役割を果たす窓口組
織は滋賀県健康医療福祉部がん対策主管課に置く。

全国がん登録情報提供初年度であり、事前相談
をすべての提供依頼申出者に対して行った。



また、④窓口組織による形式点検は様式5-1
提供の申出に係る形式点検書関係を用いて、窓口
組織と都道府県がん登録室実務担当とで形式点検
を行っている。不備等があれば提供依頼申出者に
修正依頼をし、再度提出してもらっている。

法18条都道府県知事の利用と法21条がんに係
る調査研究者による利用は⑤がん登録専門部会
での審査がある。審査は原則年2回開催予定である。

がん登録専門部会はがん、がん医療等又はがん
の予防に関する学識経験のある者及び個人情報
の保護に関する学識のある者、滋賀県がん患者
団体連絡協議会の者で構成されている。

滋賀県のがん登録利用実績

④窓口組織による形式点検

様式5-1提供の申出に係る形式点検書
係を用いて、窓口組織と都道府県がん登
録実務担当とで形式点検を行っている。

【滋賀県の安全管理】

全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアルを元に「滋賀県全国がん登録室業務手順」を作成している。

年1回、「滋賀県全国がん登録室業務手順」に従い、登録室職員研修を開催している。個人情報に関する規程や、がん登録推進法に定められている秘密保持義務等の安全管理措置教育を行っている。厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守している。



【まとめ】

全国がん登録情報提供初年度であったが、大きな問題もなく順調に情報提供を行うことができた。

全国がん登録情報利用は、がん診療連携拠点病院等院内がん登録予後情報付集計データを提出している病院のみだった。また研究利用目的の利用は1件だったが今後増えることも予想される。

窓口組織担当者と常に情報共有し今後もスムーズな情報提供を目指す。

配送物を受け取ったまたは、送付するとき作業担当者は、送配物の確認を行い、「郵便物等受渡簿」に年月日、媒体の種類、件数、内容物概要、発行元・先（所属・氏名）、受領・送付者を記載する。

データ移送に関しては常に個人情報の漏洩に繋がるため、配送は追跡サービス付の配送にし、電子ファイルには強固な暗号化方法を採用している。

